

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	細街路拡幅整備事業	部課名	都市整備部建築課	課長名	高木正人
		担当者名	井上憲司	内線	2844
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	細街路拡幅整備助成費（01-01-02） 細街路拡幅整備事務費（01-01-03）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	59 年度	根拠	建築基準法、東京都建築安全条例、	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区細街路拡幅整備要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[ ]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	建築物の新築や建替等の際に、建築主及び拡幅可能な敷地の土地所有者等の協力を得て細街路のみなし道路部分を拡幅整備することにより幅員4mの道路空間を確保し防災性の向上及び住環境の改善を図る。				
対象者等	細街路に面した敷地で建築物の新築や建替え等を行う建築主及び拡幅可能な敷地の土地所有者等。 ・対象細街路延長232km(両面) ・21年度末現在7.9km拡幅整備済(整備率34%)				
内容	建築基準法第42条第2項に規定する幅員4m未満の道路に面した敷地に、建築物の新築や建替え等を行う際に、建築主、土地所有者の協力を得て、既存道路の中心から2mの位置を道路境界とし、後退部分に区が側溝の設置や路面舗装を実施して拡幅整備する。 整備の円滑化を図るための支援 1. 助成金の交付 ・後退用地の整地経費の助成(ガス・水道等の移設経費)@30,000/m <sup>2</sup> ・ブロック塀・擁壁の移設@10,000/m ・すみ切り部分の整地助成@60,000/ヶ所 2. 後退用地にかかる固定資産税等の非課税申告手続きを代行する。 ・平成21年度は「東京都建築士事務所協会荒川支部」に29,001円/件で業務委託				
経過	・昭和59年 荒川区細街路拡幅整備要綱施行 ・昭和60年 荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱施行 ・平成2年 荒川区細街路拡幅整備を一部改正し、助成金の交付を荒川区細街路拡幅整備要綱に包含し、荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱を廃止した。 ・平成20、21年 指定道路図及び指定道路調査作成委託 細街路等の道路の位置・種類を明示した指定道路図及び調査の閲覧(23年度予定)				
必要性	建築基準法が昭和25年から施行されているが、道路中心から2m後退した部分が保たれていないのが実情であった。事業に対する法的強制力はないが、建築主や土地所有者の理解と協力を得て着実に拡幅整備が進捗しており、2項道路後退には当事業が必要不可欠である。密集地域の防災性の向上及び居住環境の改善に寄与しているため必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 1. 建築確認事前相談時に細街路拡幅整備事業の説明をする。 2. 建築確認申請に併せて拡幅整備承諾書を受理する。 3. 建築工事完了後に拡幅整備工事を実施する。(土木部道路課へ依頼) 4. 拡幅整備工事完了後に助成金の交付申請を受理する。 5. 助成金の交付並びに非課税申告の手続きを代行する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		36,677	33,861	33,368	31,504	110,961	110,062	33,442
決算額(22年度は見込み)		26,425	30,332	27,401	29,722	107,415	108,104	33,442
人件費			23,216	21,522	21,592	21,434	20,443	
【事務分担量】(%)			320	310	310	310	300	
合計(+)		26,425	53,548	48,923	51,314	128,849	128,547	33,442
国(特定財源)		0	0	0	0	38,745	39,900	0
都(特定財源)		2,963	2,259	1,393	0	0	0	0
その他(特定財源)		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		23,462	51,289	47,530	51,314	90,104	88,647	33,442
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	整備件数(件)	188	216	240	237	246	173	200
	整備延長(m)	2,202	2,530	2,506	2,293	2,446	1,641	2,000
	整備面積(m <sup>2</sup> )	1,384	1,628	1,380	1,354	1,487	849	1,300
	すみ切り整備(ヶ所)	23	38	28	34	42	33	33

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	後退用地整備助成	25,088	後退用地整備助成	24,337	後退用地整備助成	24,397
	一般需用費	消耗品、印刷製本	726	消耗品、印刷製本	1,096	消耗品、印刷製本	1,171
	委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	4,111	後退用地非課税申告用資料作成委託	2,871	後退用地非課税申告用資料作成委託	5,196
	委託料	指定道路図及び指定道路調書作成委託	77,490	指定道路図及び指定道路調書作成委託	79,800	指定道路図保守委託	2,678

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
標	細街路後退用地整備率（%）	32	33	34	35	年間1%増	整備延長 / 整備対象道路延長両側 指定道路図及び調書作成委託の調査結果、正確な数字に補正（2項道路延長両面206 232kmに変更）
	細街路拡幅整備承諾率（%）	88	87	94	90	95	承諾書受理 / 承諾書対象件数
	公共施設後退整備箇所	88	89	89	90	95	120箇所、年3施設程度 （学校1施設）

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細街路拡幅整備に対する法的強制力がないため、建築主や土地所有者の理解と協力が不可欠である。</li> <li>・密集住宅市街地整備促進事業の他に、20年度から都市防災総合推進事業が導入された。</li> <li>・公共施設での後退整備が進まない。細街路拡幅整備に協力する周辺住民からの同意が得にくいことがある。整備率は21年度末現在、16.4%(261/1590.4m)である。なお、細街路対象公共施設の後退整備は120ヶ所のうち89ヶ所が整備済である。</li> </ul>
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区） 23区実施率：86.9% （条例8区、要綱10区、規則1区、整備方針1区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
建築確認申請時の他に、拡幅可能な隣地向かい或いは駐車場の敷地所有者へも、調査し職員自らが足を運び、整備事業の趣旨を理解させ協力を要請していく。	建物の建替え予定のない駐車場等空地を整備することにより、建物の建替え時以外でも整備が進んでいく。（昨年度12件の実績整備あり）
密集住宅市街地整備促進事業及び防災総合推進事業が導入されているので、この事業を活用していく。	密集事業等を導入していることにより、補助金制度は細街路の整備費（道路課所管）については続行しているため、積極的に活用する。
未整備の区の公共施設については、建設、改修工事を含めて計画的に拡幅整備していく。	公共施設での後退整備を実施することにより、その道路に面する建築主の事業への協力が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	密集地域の防災性の向上と居住環境改善のため重要である。

況議 （要質 ）問 状	なし
----------------------	----

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	建築指導事務	<b>部課名</b>	都市整備部建築課	<b>課長名</b>	高木 正人
		<b>担当者名</b>	伊藤 健	<b>内線</b>	2 8 4 5
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	建築指導事務費（01-01-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	年度	<b>根拠</b>	建築基準法、バリアフリー法、東京都建築安全	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>	条例、福祉のまちづくり条例等	
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	安全安心都市[ ]			
	<b>政策</b>	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	<b>施策</b>	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
<b>目的</b>	建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令等に適合しているか否かを審査及び検査するとともに、建築物が適正に建築及び維持されるように、違反建築物等の是正、発生防止等の調査及び指導をし、区民の生命健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進を図る。				
<b>対象者等</b>	建築物の新築、増築又は改築等を計画する建築主及び既存建築物の所有者等。				
<b>内容</b>	1 建築確認審査及び検査 建築確認の申請に基づき、道路、敷地、建築形態、設備等を建築基準法関係法令との適合を審査、確認及び検査を行なう。 2 許可・認定 建築基準法関係法令に基づく許可及び認定。 3 建築物の監察 建築物が適正に建築及び維持管理されるように、違反建築物の是正、発生防止等の調査及び指導を行なう。 4 各種調査及び証明 建築物の着工、工事完了後の面積、工事費及び建築物の除去等の実体を把握する建築実態統計調査を行なう。また、租税特別措置法に基づく住宅用家屋証明道路位置指定証明等を行う。				
<b>経過</b>	・昭和25年5月24日 建築基準法が制定された。（11月23日施行） ・平成14年7月12日 建築基準法の集団規定に関し各種制限の緩和が図られるとともに、シックハウスに係る規制を含めた措置が講じられた。（平成15年7月1日施行） ・平成17年9～11月 アスベスト問題、建築確認にかかる構造計算書偽装事件が発生した。 ・平成18年6月21日 建築物の安全性確保を図るため、建築確認・検査の厳格化、構造計算適合性判定、指定確認検査機関業務の適正化、建築士等の業務の適正化及び罰則の強化、図書の保存等、建築基準法が改正された。 ・平成19年6月20日 改正建築基準法が施行された。 ・平成19年6月20日 構造計算適合性判定機関が認可された。（11機関） ・平成22年3月 2日 建築基準法施行規則が改正された。（6月1日施行）				
<b>必要性</b>	建築基準法に基づく地方自治体としての基本的な事務である。				
<b>実施方法</b>	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	601	2,808	528	15,323	10,939	8,876	8,573	
決算額（22年度は見込み）	456	2,687	490	3,711	3,883	2,997	8,573	
人件費		100,072	100,736	100,161	103,966	100,421		
【事務分担量】（%）		1,190	1,230	1,230	1,320	1,436		
合計（+）	456	102,759	101,226	103,872	107,849	103,418	8,573	
国（特定財源）		690						
都（特定財源）	95	95	95	121	121	121	121	
その他（特定財源）	12,746	10,819	13,115	16,881	14,611	10,753	17,686	
一般財源	-12,385	91,155	88,016	86,870	93,117	92,544	-9,234	
<b>実績の推移</b>								
	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	建築確認申請数（区）	271	236	240	205	195	141	141
	建築確認申請数（民間確認機）	377	394	401	332	336	357	357
	違反件数	78	72	116	89	83	87	87
	証明発行件数	1,366	1,506	2,060	2,351	1,868	2,345	2,345
	閲覧件数	673	1,100	1,417	1,938	2,061	2,351	2,351
	構造計算適合性判定件数				14	16	9	9

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品購入(図書)	209	消耗品購入(図書)	264	消耗品購入(図書)	363
	役員費					団体賠償責任保険	273
	委託料	特定建築物定期報告	841	特定建築物定期報告	1,108	特定建築物定期報告	1,723
		構造計算判定委託料	2,832	構造計算判定委託料	1,625	構造計算判定委託料等	6,099
	使用料及び賃借料					建築行政共用データ	115
						ベースシステム	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
標	完了検査実施率(全体)	75%	80%	81%	82%	85%	検査済件数 / 確認申請件数
	完了検査実施率(6条4号)	70%	74%	75%	76%	79%	検査済件数 / 確認申請件数 6条4号：木造2階建ての建物
	完了検査実施率(6条4号を除く)	79%	82%	83%	84%	87%	検査済件数 / 確認申請件数

(問題点・課題)	<p>1 平成17年に起きた構造計算書偽造事件を契機として、建築基準法を始め建築物の安全確保を図るための法律が改正された。その内容は、建築確認・検査の厳格化、指定確認検査機関の業務の適正化、建築士等の業務の適正化及び罰則強化等で、適正な執行が求められる。</p> <p>2 建築行政に対する区民の信頼性の回復を図る必要がある。平成19年6月以降は、構造計算適合性判定機関が認可され、構造計算のダブルチェックを行うなど建築確認の厳格化が図られたが、確認業務に時間がかかるため、確認業務の円滑化が課題となっている。平成22年6月施行の建築基準法施行規則の改正に伴い、区が新たに策定した「建築行政マネジメント計画」に基づき、確認審査事務の一層の迅速化を進めていくことが求められている。</p>
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
建築物の安全確保を図るため、建築確認済証の交付時、建築主等に完了検査を受けるよう、前年に引き続き啓発文書を配布する。	完了検査の実施率が高くなることにより、法令に適合した建築物が増加し、安全性の高い街づくりが図れる。
建築確認等の受付体制を充実強化し、受付台帳等の電子化等の促進を図るとともに、各種の問い合わせに迅速に対応できる体制の確保を目指す。	建築確認等区民の建築に対する問い合わせに、迅速で的確に対応することにより、建築行政に対する区民へのサービスの充実が図れる。
指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関との連携体制等の強化について検討する。	指定確認検査機関や指定判定機関との連携を密に図ることにより、建築行政に対する区民の信頼性を高めるとともに、活性化が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区民の生命、健康、財産の保護を図るために、建築物の安全性を確保することは重要であり、地方公共団体における基本的な事務である。

議(要旨)状	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	応急危険度判定員制度	部課名	都市整備部建築課	課長名	高木 正人
		担当者名	近江 大輔	内線	2847
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	応急危険度判定費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 7年度	根拠	東京都防災ボランティアに関する要綱、東京都被災建築物応急危険度判定要綱、荒川区被災建築物応急危険度判定要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害時における体制の強化[11-01]			
目的	震災により被災した建築物の使用の可否を判定し、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、区民の安全を確保することを目的とする。				
対象者等	震災により被災した区内建築物				
内容	<p>震災発生時に、応急危険度判定員が被災建築物等の被害の状況を調査し、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害発生の危険の程度の判定、表示等を実施する。</p> <p>1 東京都被災建築物応急危険度判定員（以下判定員という。）：建築士法に定める建築士で、東京都の講習を受講し、東京都防災ボランティアとして登録された者（荒川区に在住又は在勤の判定員165名。内 区職員33名）</p> <p>2 荒川区被災建築物応急危険度判定委員会（以下区判定委員会という。）：荒川区に在住又は在勤の判定員により組織され、応急危険度判定を実施する会（会員73名）</p> <p>3 被災建築物応急危険度判定実施本部：区災害対策本部内に建築課長を本部長として設置し、判定を実施する</p> <p>判定員数等は平成22年3月現在 荒川区が被災して自力で判定活動ができない場合は、都に支援を求める。</p>				
経過	<p>平成13～21年度 毎年連絡訓練を実施</p> <p>平成15、16年度 都の判定実施訓練に参加</p> <p>平成16年10月 新潟県中越地震応急危険度判定員として区職員派遣</p> <p>平成19年7月 新潟県中越沖地震応急危険度判定員として区職員派遣</p>				
必要性	震災時の二次災害を防止し、区民の安全を確保するために応急危険度判定員制度は必要不可欠である。実施体制の維持と判定技術の向上を図り、震災時に確実に応急危険度判定を実施できるようにするため、事業の必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算・決算額等の推移	予算額	44	42	32	32	32	32	32
	決算額（22年度は見込み）	28	36	6	6	5	3	32
	人件費		1,724	1,708	2,562	2,541	2,443	
	【事務分担量】（%）		20	20	30	30	30	
	合計（+）	28	1,760	1,714	2,568	2,546	2,446	32
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	28	1,760	1,714	2,568	2,546	2,446	32	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	区判定員会総会出席者	35	35	40	40	25	20	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	講師謝礼		0	講師謝礼	0	講師謝礼
食糧費	総会賄		5	総会賄	3	総会賄	6

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	区判定員会会員数	79	76	73	80	95	最終目標100人

（問題点・分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転居、転勤により区判定員会から退会する会員がいる一方、新規の入会が少ない。</li> <li>・ 震災時に確実に判定活動が実施できるよう平常時から会員の応急危険度判定技術の向上を図る必要がある。</li> <li>・ 震災時に確実に判定活動が実施できるよう区判定員会の体制強化を図る必要がある。</li> <li>・ 震災時に7日間で判定を実施するためには、概ね500人程度の判定員が必要である。区の判定員が100人程度であることから、400人程度の応援を求める必要がある。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
新たに東京都防災ボランティアに登録した判定員に対し、区判定員会への入会を促すと共に、今まで登録された判定員の中で区判定員会へ入会していない判定員に再度入会を促す。	区判定員会の体制拡充が図れる。
従来どおり総会において、講習会等を実施し、会員の判定技術の向上を図る。	会員の判定技術が向上し、震災時に確実に判定活動を実施できる。
連絡訓練等による判定員相互の連携の強化や、震災訓練への参加等を行う。	区判定員会の体制強化が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	震災時の二次災害を防ぎ、区民の安全を確保するために継続して取り組む必要がある。

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	荒川区耐震改修促進計画の推進	部課名	都市整備部建築課	課長名	高木 正人
		担当者名	伊藤 健	内線	2845
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 19 年度	根拠	建築物の耐震改修の促進に関する法律		
終期設定	有 無 27 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	区内の建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高め、震災から区民の生命及び財産を守ることを目的とする。				
対象者等	新耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建てられた住宅、民間特定建築物（不特定多数の者が利用する建築物）、防災上重要な公共建築物				
内容	1 対象区域 荒川区全域 2 計画の内容 耐震化の目標 ・住宅 90% ・民間特定建築物 90% ・防災上重要な公共建築物 100% 耐震化の取組み方針 耐震化にかかる総合的な施策の展開 3 計画の期間 都の耐震改修促進計画と併せ、平成20年度から平成27年度の8年間				
経過	・平成19年6月 計画策定のための策定委員会を設置 ・平成19年7月 第1回の策定委員会を開催、検討の開始 ・平成20年4月 計画の素案を決定、都に同意を求める ・平成20年5月 都の同意を受ける ・平成20年5月 庁議等の決定を受け、「荒川区耐震改修促進計画」を決定する。 ・平成20年5月 建設環境委員会報告				
必要性	都は防災会議による被害想定半減を目指し、平成19年3月に東京都耐震改修促進計画を策定した。区は、区民を震災から守るため、区内の建築物の耐震化を促進するための計画である。 国・都の耐震関連補助金は、平成20年度より本計画に位置づけられたものが対象とされている。財源を確保し、荒川区における耐震改修を円滑に促進するためにも本計画が必要である。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（22年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費				1,708	847	407		
【事務分担当量】（%）				20	10	5		
合計（+）	0	0	0	1,708	847	407	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	1,708	847	407	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	住宅の耐震化率	74%	75%	76%	77%	83%	耐震性のある住宅戸数/全体住宅戸数（27年度目標90%）
	民間特定建築物の耐震化率	84%	84%	84%	85%	88%	27年度目標90%
	防災上重要な公共建築物の耐震化率	91%	92%	94%	95%	97%	27年度目標100%

（問題点・課題） （指標分析）	耐震改修促進計画で定めた目標の耐震化率を達成するためには、普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実だけでは目標の達成は困難なため、施策の充実について検討していく必要がある。							
	平成19年度実績		平成20年度実績		平成21年度実績			
耐震診断27件(木造)		耐震診断29件(木造)		耐震診断28件(木造)		耐震診断 3件(非木造)		
耐震改修 1件(木造)		耐震設計 4件(木造)		耐震設計 4件(木造)		耐震改修 2件(非木造)		
		耐震改修 3件(木造)		耐震改修 2件(木造)		耐震診断 2件(非木造)		
		耐震建替 1件(木造)		耐震建替 6件(木造)		耐震改修 0件(非木造)		
実施状況	( 実施 22 区 未実施 区 )							

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
耐震化にかかる啓発、建物所有者への指導、耐震改修に対する支援策の確立。おおむね、3年ごとに計画に対する実績等の検証を行う。	震災の被害の軽減が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画については平成20年5月策定済。引き続き進行管理を行い、区内の建築物の耐震化を促進することにより、防災性の向上を図る。

議会議事録 （要旨） 状況	
---------------------	--



# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	ブロック塀等改修助成事業	部課名	都市整備部建築課	課長名	高木 正人
		担当者名	柴田 健	内線	2 8 4 7
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	ブロック塀等耐震改修促進事業（01-14-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	21 年度	根拠	荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱	
終期設定	有 無	23 年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	道路等に面し、震度5強程度の地震により倒壊するおそれがある危険なブロック塀等の改善にかかる費用を助成する制度を確立することで、地震時の安全性を高め、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。				
対象者等	・危険度D（平成20年度の実態調査結果）のブロック塀等の所有者・管理者等				
内容	<p>震度5強程度の地震により倒壊の恐れがある危険なブロック塀等の改修を促進し、通行人等の地震時の安全性を向上させる。</p> <p>1 改修助成制度 助成額：撤去費用の3分の2、但し1m当たり6,000円を上限とする。</p> <p>2 普及啓発活動 助成制度の対象となるブロック塀等の所有者・管理者に対し普及啓発活動を行う。 方法：戸別訪問形式</p> <p>平成20年度調査結果概要[（財）全国建築コンクリートブロック工業会基準による]</p> <p>危険度A 2,386件（53.6%）安全である 危険度B 1,258件（28.3%）一応安全である 危険度C 575件（12.9%）注意を要する 危険度D 233件（5.2%）危険である</p>				
経過	<p>平成20年度 ブロック塀等の実態調査</p> <p>平成21年7月 荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱策定 事業実施</p> <p>平成21年7月～9月 ブロック塀等の改修促進業務委託実施</p>				
必要性	大規模な地震時にブロック塀等が倒壊し、通行人等に危害を及ぼすことがないように道路に面する危険なブロック等を早急に改善する必要がある。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>助成金交付事務：直営 普及啓発活動：直営</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額					6,460	5,188	2,056	
決算額（22年度は見込み）					6,195	422	2,056	
人件費					847	2,443		
【事務分担量】（%）					10	30		
合計（+）	0	0	0	0	7,042	2,865	2,056	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	7,042	2,865	2,056	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	相談件数						21	40
	助成件数						3	10
	改善件数						14	30

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託費	調査委託	6,195	事業PR委託	320	事業PR委託
	補助金		補助金	101	補助金	1,728	
	消耗品費		消耗品費（ﾌﾗﾝｼﾞ代）	1	消耗品費（ﾌﾗﾝｼﾞ代）	3	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	危険なブロック塀の改善率（％）【塀数】			6%	20%	40%	改善されたブロック塀数/危険なブロック塀数（233）×100
	危険なブロック塀の改善率（％）【塀延長】			4%	20%	40%	改善されたブロック塀延長/危険なブロック塀延長（2,430m）×100

（問題点・課題）	<p>・首都直下型地震が高い確率で発生すると予測されているため、危険なブロック塀等の改修は早急を実施する必要がある。そのため、助成内容について適宜見直しを行い、また、普及啓発を確実に行うことにより、改修工事への誘導を図る。</p> <p>・狭あい道路等に面するなど、建物建替え時でないと撤去、改修が困難なブロック塀が多く、改善が進まない原因の一つとなっている。</p>
他区の実況	<p>（実施 2 区 未実施 1 区）2ブロック他区の実況</p> <p>実施区 文京区：通学路が対象、生垣助成、細街路整備に併せて実施 台東区：高さ1.2mを超える塀、工事費の1/2（上限15万円）を補助</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	危険なブロック塀等の撤去のみではなく、補強方法を含めた総合的な普及啓発を行う。また、事業実施後の状況を踏まえて、助成対象範囲、方法について検討する。	危険なブロック塀の改善率の向上が期待できる。
	生垣造成助成、細街路拡幅整備事業との連携した相互事業PRを行う。	生垣造成助成、細街路拡幅整備事業との連携強化が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	震災時における通行人等の安全性の確保のために本事業の必要性は高い。

議（要旨）	議（要旨）
-------	-------